

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針のもとに、企業価値を高めるべく、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築に努めております。この方針のもとに、経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図るため、平成11年6月より執行役員制度を導入しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士化学塗料株式会社	350,000	10.92
光通信株式会社	317,000	9.89
佐藤商事株式会社	115,000	3.59
株式会社立花エレック	108,500	3.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人株式会社みずほ銀行)	105,000	3.27
株式会社関電工	100,000	3.12
株式会社きんでん	100,000	3.12
株式会社エム・アイ・ピー	99,900	3.11
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002(常任代理人株式会社みずほ銀行)	98,500	3.07
新海 秀治	97,300	3.03

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 【大株主の状況】に記載のほか2021年3月末現在当社所有の自己株式988,786株(23.58%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥村 勇雄	その他											
眞鍋 嘉利	他の会社の出身者											
竹内 正樹	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥村 勇雄	○	――	会計検査院職員、大学教授(財政学・金融論)等、豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に期待できるものと考えたため社外取締役に選任いたしました。
眞鍋 嘉利	○	――	大手メーカーの製造部門の経営責任者として製造分野のみならず、企業経営における経験及び幅広い見識を有しており、当社の経営体制強化に期待できるものと考えたため社外取締役に選任いたしました。

竹内 正樹	○	——	証券会社において培われた豊富な経験及び幅広い見識を有しており、その経験を当社の経営体制強化に期待できるものと考えたため社外取締役を選任いたしました。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社は会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。
また社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査組織は専従スタッフ1名、兼任スタッフ2名による、内部監査規程に則り毎年度計画的に内部監査を実施しております。
内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の相互連携については随時、相互に情報交換を行い、監査の計画及び結果の報告によって緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中川 隆進	他の会社の出身者													
荒木 新五	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 隆進	○	——	大蔵省、銀行取締役等での知識・経験に基づき経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対し客観的かつ公正な監査意見が期待できると考えたため社外監査役に選任いたしました。

荒木 新五	○	——	弁護士としての知識・経験に基づき違法性のチェックを期待するとともに経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対し客観的かつ公正な監査意見が期待できると考えたため社外監査役に選任いたしました。
-------	---	----	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社では取締役に対する業績連動報酬(賞与)と退職慰労金によりインセンティブが付与されているものと認識しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬額
基本報酬 145,050千円
賞与 70,300千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定し、月例の固定報酬である基本報酬と各事業年度の業績に連動した業績連動報酬(賞与)により構成されております。取締役会の決議により委任を受けた代表取締役が、基本報酬については各取締役の役位及び職責に応じ、また業績連動報酬(賞与)については各取締役(社外取締役を除く)の業績への貢献度等を総合的に勘案し、それぞれ決定しております。その際、固定報酬と業績連動報酬との配分については、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合とする方針をもとに決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制は、社長室が担当しており、随時相互に情報交換を行っております。取締役会議案について事前説明など必要な場合に適宜、説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 1 企業統治の体制
 - 企業統治の体制の概要
 - イ. 会社の機関の内容

・取締役会

取締役会は、当社の業務執行の意思決定を行なうとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。取締役会は月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針その他重要事項を決定いたしました。

・監査役会

当社は監査役制度を採用しております。社外監査役は2名であります。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、監査法人による監査並びに内部監査室による監査にも随時立会い取締役、執行役員の職務執行に対し、厳正なる監査を行っております。

・経営会議

社長以下常勤取締役をメンバーとし、取締役会決議事項以外の重要な意思決定及び事業計画の審議を行っております。

・製造・販売戦略会議

社長以下常勤取締役、本部長、工場長、支社長をメンバーとし、事業計画の進捗管理及び全社的な意思統一のための審議の場として開催しております。

ロ.情報開示体制

投資家向け情報開示につきましては、情報開示責任者および経営管理部を中心に、迅速かつ正確な情報開示を行う体制の構築に努めました。また、決算情報開示の早期化に努める一方、四半期ごとの決算発表や、自社のホームページによる情報の速やかな開示を通じて、株主各位や投資家の皆様とのタイムリーなコミュニケーションを推進しております。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。2021年3月期におきまして業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

なお、継続監査年数はいずれも7年以下であります。

指定有限責任社員・後藤 英俊

指定有限責任社員・福士 直和

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は取締役11名(うち社外取締役3名)、監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、当社の経営環境・内部の状況について深い知見を有する取締役による相互のチェックに加え、幅広い知識や専門性を有した社外取締役並びに監査役によって適切な業務の執行及び監査機能がついているものと考えており、当該企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.kawaden.co.jp/)IR情報内に決算短信等の開示資料をはじめ、有価証券報告書、決算説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員には代表取締役社長が就任し、情報開示責任者及び経営管理部と共に、迅速かつ正確な情報開示を行う体制を構築しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ社会的責任を果すため企業倫理憲章を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - (2) 代表取締役は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規定に従い、取締役職務執行に係る情報を記録し保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
 - (1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティにかかるリスクに関して組織横断的なリスク状況の監視ならびに全社的対応方針の決定については、代表取締役が委員長を務めるリスク管理委員会が行うものとし、危機の未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組む。
 - (2) 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門長は定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 全社経営計画及び部門別業務計画を達成するための効率的な資源配分(資金、要員等)を行う。
 - (2) 取締役の職務分担および担当部門の職務分掌、職務権限を適切に配分する。
 - (3) 合理的な意思決定の過程を経るために常勤取締役・役付執行役員を構成員とする経営会議を設置する。
 - (4) 取締役会において、年度計画や当該年度計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
 - (5) 経営会議及び取締役会において、業務計画の進捗状況を報告する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には親会社及び子会社の何れも存しないため、定めない。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における(監査役を補助すべき)使用人に関する体制
監査役を補助すべき使用人として、必要に応じて人員を配置する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
必要に応じて監査役付使用人を設置する場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従うものとする。また当該使用人の異動、人事考課等に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。
8. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。
 - (2) 内部監査室長は内部監査の結果を監査役会に報告するものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は必要に応じて顧問弁護士等の意見を求め、会計監査人、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な業務監査の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について
当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応いたします。
2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について
当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方に基づき、役員および全社員へ周知徹底しています。なお万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部門を総務部と定め、関係部門と協議し、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応しております。
また、当社は山形県特殊暴力防止協力会および南陽地区事業所防犯推進協議会に加盟しており、同会にて開催される講演、研修会等に参加し、反社会的勢力に関する情報収集を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

